

関西電力株式会社
高浜発電所第4号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設備名：原子炉冷却系統設備

系統名：一次冷却材の循環設備
蒸気発生器

要領書番号：原規規収第1912252号01

令和元年12月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第4号機

2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査

3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第393号

4 検査期日 自 令和元年12月27日
至 令和元年12月27日

5 検査場所 ~~原子力規制委員会原子力規制庁~~
~~東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル~~
関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

6 検査範囲 高浜発電所第4号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
一次冷却材の循環設備
蒸気発生器* 3個

※：メカニカルプラグ取付伝熱管はA蒸気発生器伝熱管
1本(X:85 Y:2)、B蒸気発生器伝熱管1本(X:9
2 Y:8)及びC蒸気発生器伝熱管3本(X:45 Y:
5, X:52 Y:9, X:91 Y:4)である。

7 判定基準 工事が電気事業法に基づき届出された工事計画に従って行われたものであること。

8 検査結果 良

9 検査実施者 電気工作物検査官

中田 聡



~~電気工作物検査官~~

関西電力株式会社
高浜発電所第4号機

工事の計画に係る全ての
工事が完了した時に係る
使用前検査成績書

設備名 : 原子炉冷却系統設備

系統名 : 一次冷却材の循環設備
蒸気発生器

要領書番号 : 原規規収第 1912252 号 03

令和2年 2月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第4号機
- 2 検査の種類 工事の計画に係る全ての工事が完了した時に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第393号(2019年12月25日)
- 4 検査期日 自 令和2年2月26日
至 令和2年2月26日
- 5 検査場所 ~~原子力規制委員会原子力規制庁~~
~~東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル~~
関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第4号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
一次冷却材の循環設備
蒸気発生器* 3個
※：メカニカルプラグ取付伝熱管はA蒸気発生器伝熱管
1本(X:85 Y:2)、B蒸気発生器伝熱管1本(X:
92 Y:8)及びC蒸気発生器伝熱管3本(X:45
Y:5, X:52 Y:9, X:91 Y:4)である。
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき届出された工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果 良
- 9 検査実施者 電気工作物検査官

~~電気工作物検査官~~

高須洋司



関西電力株式会社
高浜発電所第4号機

原子炉の臨界反応操作を開始
することができる状態になった時に係る
使用前検査成績書

設備名 : 原子炉冷却系統設備

系統名 : 一次冷却材の循環設備
蒸気発生器

要領書番号 : 原規規収第 1912252 号 02

令和2年 1 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第4号機
- 2 検査の種類 原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
関西発案393号(2019年12月25日)
- 4 検査期日 自 令和2年1月24日
至 令和2年1月24日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
~~関西電力株式会社高浜発電所~~
~~福井県大飯郡高浜町田ノ浦~~
- 6 検査範囲 高浜発電所第4号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
一次冷却材の循環設備
蒸気発生器※ 3個
※：メカニカルプラグ取付伝熱管はA蒸気発生器伝熱管1本(X:85 Y:2)、B蒸気発生器伝熱管1本(X:92 Y:8)及びC蒸気発生器伝熱管3本(X:45 Y:5, X:52 Y:9, X:91 Y:4)である。
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき届出された工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果 良
- 9 検査実施者 電気工作物検査官 上田 洋 
~~電気工作物検査官~~

~~印~~